

## イノシシの市街地出没について

近年、イノシシが住宅地や都市部などの市街地へ出没し、人身被害や生活被害等を引き起こす事例が頻発している。全国的に、中山間地域の人口減少やイノシシの個体数増加・分布拡大が進んでいることを鑑みると、今後イノシシの市街地への出没は増加していくことが危惧される。

イノシシの市街地出没では、イノシシが人間の活動域へ侵入することにより被害を発生させる点では農業被害と共通するが、農地への出没に伴う農業被害とは異なり、市街地への出没は住民が自身にとっての問題としてとらえる意識が低く、自分たちで対策等を行うのではなく行政へ対応を求める場合が多いことが問題である。また、イノシシの市街地出没は、人身被害、交通事故といった生活環境被害を招き、また寄生生物（ダニなど）や動物由来感染症が伝搬することがあります。

市街地へ出没した鳥獣への対応は、住民や作業者に危険が伴ったり、様々な関係機関や地域との調整が必要になったり、また鳥獣種により対応の仕方が異なることから、ここではイノシシの市街地出没への適切な対応について理解し、さらには市街地への出没を抑制していくことが必要である。そのために、イノシシの市街地出没についての現状や課題を把握したうえで、適切な対応や体制を整理し普及していくことが求められる。

## 1. イノシシの市街地出没のパターン

- (1) 突発的に個体が出没する
- (2) 人慣れした特定の個体が恒常的に出没する

## 2. イノシシの市街地出没のパターンと特徴

## (1) 突発的な出没

- 発生要因：若齢個体及び発情期の分散行動や、市街地周辺で行われる捕獲行為の際に犬等に追われたことにより、個体が緑地や河川などの移動ルートから市街地へ侵入する。
- 出没対応：イノシシがパニック状態に陥りやすく、作業員や住民がイノシシの行動や特性を十分に認識せずに作業にあたる場合、けがなどの危険性が高い。
- 対応体制：突発的なため、あらかじめ連絡体制、対応機関、対応方法等といった対応体制を整備しておくことが難しい。
- 出没抑制対策：農業被害対策とは異なり、自身にとっての問題としてとらえる住民意識が低く、行政へ対応を求めることがほとんどで、自ら出没抑制対策を実施する機会が少ない。

## (2) 人慣れ個体の恒常的な出沒

- ◆ 発生要因：市街地において、長期間にわたるゴミ（非意図的）や餌付け（意図的）などにより人為的に引き起こされる誘引。
- ◆ 出沒対応：人慣れしているため襲いかかってくる可能性があるため、作業員や住民がイノシシの行動や特性を十分に認識せずに作業にあたる場合、けがなどの危険性が高い。
- ◆ 出沒抑制対策：様々な価値観があるため、捕獲個体への処置に配慮が必要である。

## 3. 全国的な現状の把握：イノシシの市街地出沒に関するアンケート（都府県）

イノシシの市街地出沒の現状および対応を把握するため、出沒の発生状況（発生の有無、時期、場所、被害）、対応（体制整備、方法）、出沒防止対策について都府県鳥獣担当部署へアンケートを実施した。

## 4. 市街地出沒への対応

市街地に出沒した個体への対応として、出沒時または出沒に備えた対応（出沒対応）と出沒を抑制する対策（出沒抑制対策）が重要となる。出沒のパターンにより実施すべき事項が異なる。

### (1) 突発的に出沒した個体への対応

突発的にイノシシが市街地へ出沒する場合は、市街地の内部や周辺に緑地や河川があり、イノシシが移動ルートとして利用していることが考えられる。イノシシの好む生息環境や誘引物となるゴミ、未収穫（放棄）作物、堅果類が存在することでさらに出沒が頻繁になることがある。出沒個体は人慣れしていないことが多いため、出沒要因の除去に優先して取り組むことが重要である。

#### ◆ 出沒対応

恒常的に出沒する個体がない地域において、突発的に出沒する個体に対応するため事前に周到な組織を整備しておくことは、出沒する確率と整備にかかる労力を比較すれば効率性は低い。

通常イノシシの保護・管理に関係しない機関に出沒情報が通報された際にも適切に対応できるように、関係機関の連携、連絡体制の整備及び基本的な対応手順について定期的に確認し共有することが望ましい。

#### ◆ 出沒抑制対策

突発的にイノシシが出沒する原因としては、緑地や河川などイノシシの好む環境が移動ルートとなり市街地へ侵入してしまうことが多い。また、移動ルートに加えて、市街地周

辺に存在する未収穫果樹や堅果類等が非意図的な餌場としてさらに誘引を助長することもある。そのため、移動ルートを分断したり隠れ場所を取り除くために藪の刈り払い等の環境整備を実施し、イノシシにとって好適な生息地を除去すること、誘引物を除去することが重要となる。

## (2) 恒常的に出没する人慣れした個体への対応

長期間の餌付けや誘引物の放置等により人慣れした個体は、極端に警戒心が低下し、市街地への出没が恒常的になる。そのような状況下では、人身事故が発生する危険性が高くなる。

餌付け等で人慣れした個体が市街地へ出没している場合の取り組みについて、ヒアリングにより情報収集を行い、他地域が参考になるような情報を整理した。

ヒアリング対象：兵庫県神戸市、(株)野生動物保護管理事務所関西分室、長崎県農山村対策室

### ◆ 出没・目撃情報等の収集と出没抑制対策

人慣れした個体を誘引している原因を明らかにするために、目撃情報等から高頻度で出没する地域を特定し、餌付けをしている場合には該当者への注意喚起・指導を徹底し、ゴミ等により非意図的に誘引している場合には、チラシの配布や掲示・指導などの普及啓発活動により、誘引物管理の必要性を伝えることが重要である。

また、上記に加えて人慣れした個体の除去が必要となる。人慣れ度合いが低い場合には追払いによる除去も効果が期待できるが、人慣れ度合いが高い場合には追払いでの効果は期待できず、個体の捕獲が必要である。捕獲作業にあたっては、作業者の安全とともに地域住民等への安全の確保が最優先される。また、出没地点での直接的な除去(捕獲)のほか、出没個体の移動経路における捕獲や、出没個体の供給源となっている母集団を対象とした捕獲による対応が考えられる。また、市街地への侵入経路付近における防護柵の設置により、出没を抑制する効果も期待できる。

### ◆ 出没対応(連絡体制、対応体制)

人慣れした個体は恒常的に市街地へ出没することから、行政機関、警察や消防、狩猟免許所持者、専門家等が連携した組織をつくり、緊急時の連絡体制、対応機関及び対応方法等といった対応体制を構築することが望ましい。緊急時でも適切な対応が行えるように、定期的に研修(座学・実地)を開催するとよい。